

軽自動車税（種別割）のお知らせ

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に課税されます。税額は次のとおりです。

原動機付自転車・二輪および小型特殊自動車

車種	排気量	税額	
		平成28年3月31日 までに新規取得	平成28年4月1日 以降に新規取得
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
原動機付自転車 ミニカー	50cc以下	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	その他	4,700円	5,900円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円

四輪以上および三輪の軽自動車

最初（新車）の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。

最初（新車）の新規検査を受けた時期は、自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」でご確認ください。

車両区分				税額		
				平成19年3月31日 までに新規検査を 受けた車両	平成27年3月31日 までに新規検査を 受けた車両	平成27年4月1日 以降に新規検査を 受けた車両
軽自動車	三輪			4,600円	3,100円	3,900円
	四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
			営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
			営業用	4,500円	3,000円	3,800円

軽自動車のグリーン化特例（重課）が適用されます。地球環境を保護する観点から、最初（新車）の新規車検から13年経過した、環境負荷の大きい四輪以上および三輪の車両は、重課が適用されます。

令和2年度グリーン化特例

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、環境性能の優れたものについて次のように軽減されます。

車両区分				グリーン化特例（軽課）適用車両		
				75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	三輪			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円

軽自動車などの異動手続きについて

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車を所有されている方に課税されます。軽自動車などを譲渡、廃車、住所変更したときには、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きをしないと引き続き課税されることになります。詳しくは次へ問い合わせください。

原動機付自転車	125cc以下	税務課 ☎45・3111(内線144)
小型特殊自動車	農耕作業用含	
二輪の軽自動車		中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050・5540・2053
二輪の小型自動車		
軽自動車	三輪・四輪	軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050・3816・1775